

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

1 趣旨

浦安市が発注する建物総合管理業務委託に係る入札の公平性の確保を図るため、以下の特定関係にある会社等同士の入札参加を制限する場合の基準を定める。

2 基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と親子又は兄弟姉妹の関係にある者

エ その他、上記（1）又は（2）と同視しうる特定関係があると認められ、かつ公正な入札が阻害される恐れがある場合

3 基準に該当する場合の取り扱い

浦安市が発注する建物総合管理業務委託の契約に係る入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として失格とする。

4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

5 特定関係の確認

特定関係については、入札時の添付書類として、別紙「特定関係調書」を当該入札者から提出を求める。

6 留意事項

(1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

(2) 入札参加予定者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

附則

この基準は、令和6年4月1日の公告から適用する。

特定関係調書

(宛先)

浦安市長 内田悦嗣

所在地
商号又は名称
代表者

入札日現在、当社と他の浦安市入札参加資格者名簿に登載されている者との資本的関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 他の「浦安市入札参加業者資格者名簿登載者」との間における特定関係 [あり・なし]

2 資本的関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等 ※参加制限基準2(1)ア関係

商号又は名称	所在地

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等 ※参加制限基準2(1)ア関係

商号又は名称	所在地

③ ①に記載した親会社等の他の子会社等(自社を除く) ※参加制限基準2(1)イ関係

商号又は名称	所在地

3 人的関係に関する事項

役員の兼任の状況 ※参加制限基準2(2)ア、イ、ウ関係

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

4 その他特定関係に関する事項

① その他の状況 ※参加制限基準2(3)関係

商号又は名称	所在地	備考

記入上の注意事項

1. 1はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には2、3、4の欄に記載する必要はありません。
2. ①、②欄は、提出者から見た関係（「親会社」、「子会社」、「親会社を同じくする子会社」等）を記入してください。
3. 記入の対象となるのは、浦安市入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。
4. 記入欄が足りない時は、適宜記入欄を追加して用いてください。
5. この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず、年度最初の競争入札に参加する際に提出してください。なお、当該調書提出後、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、すみやかに再提出してください。
6. この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。

〔用語の定義〕

「子会社等」

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人又は会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号の2）

「親会社等」

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人又は株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号の2）

「役員」

代表取締役、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記載する。なお、監査役及び執行役員は、「役員」に該当しない。

「夫婦」

法律上のものに限ります。

「親子」

民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

「兄弟姉妹」

血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。